

【国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです】

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。



国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成23年度の国民年金保険料額は、一ヶ月15,020円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料について、ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



●お問い合わせ先

函館年金事務所 電話 0138-56-1161
 役場住民課福祉年金係 電話 2-3406

国保で治療するときは

交通事故などの負傷のときは届け出が必要です。

○第三者行為

交通事故など他人の不法行為（第三者行為）が原因でケガをしたときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出（第三者行為による傷病届）により国保で治療を受けることができます。

国保で治療をするときは事前に届出が必要ですので、早めにご相談ください。

◇届出に必要なもの◇ ・保険証 ・印鑑 ・交通事故証明書（後日でもかまいません）

届出によって国保を使って治療されると、治療費を国保が一時立替えて、後日、被害者の方に代わって国保が加害者に請求することになります。

“注意！” こんなときは国保で治療を受けることはできません

1. 加害者から既に治療費を受け取ったり、示談が成立しているとき。
2. 業務上のケガで労働者災害補償保険（労災）が適用されるとき。
3. けんか、闘争によるケガ、疾病などのとき。
4. 飲酒運転、無免許運転などによるケガのとき。
5. 自己の故意の犯罪行為によるケガ、疾病などのとき。



【お問い合わせ先・届出先】
 役場住民課税務保険係
 電話 2-3406